

整理番号	消防-法不-78
------	----------

**不利益処分個別票**

所管局部課（担当）名 （電話番号）	消防局予防部予防課（第2査察）（06-4393-6372）
処分課（担当）名	同上
処分の名称	供給設備の技術基準適合命令
概要	市長は、液化石油ガス販売事業者の供給設備が、技術上の基準に適合していないと認めるときは、当該事業者に対し、技術上の基準に適合させるように命ずることができます。
根拠法令等 及び条項	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第16条の2第2項 ( <a href="https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0100/">https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0100/</a> )
処分基準	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第16条の2第2項 経済産業大臣又は都道府県知事は、その登録を受けた液化石油ガス販売事業者の供給設備が前項の経済産業省令で定める技術上の基準に適合していないと認めるときは、その技術上の基準に適合するように供給設備を修理し、改造し、又は移転すべきことを命ずることができる。
ホームページ	<a href="http://www.city.osaka.lg.jp/shobo/">http://www.city.osaka.lg.jp/shobo/</a>
備考	